

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労使トラブル法律相談Q&amp;A | 労働審判②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 労働審判②

#### 労働審判を申し立てる

労働審判は事件の管轄権のある地方裁判所に申し立てる。

管轄権は以下のような基準で定められている。

- ①会社営業所、事務所所在地を管轄している地方裁判所
- ②労働者が勤務している、または勤務していた事業所所在地を管轄している地方裁判所
- ③会社と労働者との間で合意した地方裁判所

労働審判では、審判をいついつまでに申し立てなければならないという規定はないが、消滅時効（時間の経過によって権利を失う制度）があるので注意しなければならない。

退職金の請求権は5年、賃金未払などは2年で消滅時効が成立する。

ただし、会社が未払いがあることを承認している場合には、時効は中断する。

（労働者の側からアクションがなされなければあり得ない話ではあるが）

#### 労働審判申立書の作成

申立は申立書を提出して行われなければならない、口頭で申立てることはできない。

この申立書の書き方によって、その後の審理に大きく影響が出ることもある。

申立書は決められた事項を順序立てて書くことが求められる。

- ①申立の趣旨
- ②申立の理由
- ③予想される争点とその争点に関連する重要な事実
- ④予想される争点ごとの証拠
- ⑤当事者間で行われた交渉、そのほか申立に至る経緯の概要

申立書は労働審判委員会の人たちが読むだけでなく、相手方にも送付されるので、申し立て時には複数の申立書が必要になる。

また申立書を提出する際に、証拠となるものも一緒に提出する。

たとえば、解雇された場合には解雇通知、あるいは給与明細などが証拠となる。

これらの証拠を一覧にしてまとめた証拠説明書も提出する。

労働審判による判断を求める場合、当事者が労働審判の申立をしなければならない。

当事者は労働者からでも会社側からでもよいが、決められた事項を順序立てて書いた「労働審判申立書」の作成が必要である。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.